

区分	要件	支援内容																											
税制優遇	【関西文化学術研究都市建設促進法に基づく固定資産税の不均一課税】 文化学術研究地区内における文化学術研究施設の新増設について、国土交通大臣より「建設計画」の達成に資することの証明を受けた事業者で、新増設する投下固定資産額が4.5億円以上であること 【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除】 令和2年4月1日以降に奈良県知事より「地域経済牽引事業計画」の承認※を受けた事業者で、上記計画に従い新増設する投下固定資産額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）であること ※奈良県知事の承認で足り、国（主務大臣）による課税特例の確認は不要。	【関西文化学術研究都市建設促進法に基づく固定資産税の不均一課税】 対象：償却資産、家屋及びその敷地である土地に賦課される固定資産税 （土地については、取得から1年以内に家屋の建設の着手があった場合） 期間：3年間 適用税率：初年度 0.14％ 第2年度 0.467％ 第3年度 0.933％ 【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除】 対象：家屋、構築物及びその敷地である土地に賦課される固定資産税 （土地については、取得から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合） 期間：3年間																											
補助金	【サテライトオフィス等設置推進補助金】 ①奈良県内に本社及び事業所がない企業 ②3年以上継続して事業を行っており、従業員を5人以上雇用している企業 ③市が定義するIT・クリエイティブ系の事業や業務を実施するサテライトオフィス等を開設すること ④設置するサテライトオフィス等の面積が10㎡以上であり、3年以上操業を継続することが見込まれること ⑤市の企業誘致の広報に協力すること	【サテライトオフィス等設置推進補助金】※県優遇制度と併用可 企業がサテライトオフィス等を設置する際の施設整備経費、設備投資費、什器・機器導入費、求人活動費、賃借料（最大7か月分。共益費を含む。）の1/2を交付 <table><tr><th>補助上限額</th><th></th><th>市が所管するシェアオフィスの個室、又は市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合</th></tr><tr><td>100㎡以上</td><td>500万円※</td><td>30㎡以上→50万円</td></tr><tr><td>50㎡以上100㎡未満</td><td>200万円※</td><td>10㎡以上30㎡未満→30万円</td></tr><tr><td>30㎡以上50㎡未満</td><td>50万円</td><td></td></tr><tr><td>10㎡以上30㎡未満</td><td>30万円</td><td></td></tr></table> ※本社を設置する場合は、本社設置加算100万円	補助上限額		市が所管するシェアオフィスの個室、又は市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合	100㎡以上	500万円※	30㎡以上→50万円	50㎡以上100㎡未満	200万円※	10㎡以上30㎡未満→30万円	30㎡以上50㎡未満	50万円		10㎡以上30㎡未満	30万円													
補助上限額		市が所管するシェアオフィスの個室、又は市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合																											
100㎡以上	500万円※	30㎡以上→50万円																											
50㎡以上100㎡未満	200万円※	10㎡以上30㎡未満→30万円																											
30㎡以上50㎡未満	50万円																												
10㎡以上30㎡未満	30万円																												
奨励金	【産業用地開発促進奨励金】 ①奈良市の開発許可を受けて、<u>3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること</u> ②奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の3,000㎡以上の区画2つ以上につき、誘致対象業種の企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した企業が操業を開始すること	【産業用地開発促進奨励金】 企業が操業を開始した区画面積に応じた奨励額×区画数を奨励金として交付 <table><tr><td>区画面積</td><td>：</td><td>奨励額</td></tr><tr><td>3,000㎡以上</td><td>：</td><td>300万円</td></tr><tr><td>4,000㎡以上</td><td>：</td><td>400万円</td></tr><tr><td>5,000㎡以上</td><td>：</td><td>500万円</td></tr><tr><td>6,000㎡以上</td><td>：</td><td>600万円</td></tr><tr><td>7,000㎡以上</td><td>：</td><td>700万円</td></tr><tr><td>8,000㎡以上</td><td>：</td><td>800万円</td></tr><tr><td>9,000㎡以上</td><td>：</td><td>900万円</td></tr><tr><td>10,000㎡以上</td><td>：</td><td>1,000万円</td></tr></table>	区画面積	：	奨励額	3,000㎡以上	：	300万円	4,000㎡以上	：	400万円	5,000㎡以上	：	500万円	6,000㎡以上	：	600万円	7,000㎡以上	：	700万円	8,000㎡以上	：	800万円	9,000㎡以上	：	900万円	10,000㎡以上	：	1,000万円
区画面積	：	奨励額																											
3,000㎡以上	：	300万円																											
4,000㎡以上	：	400万円																											
5,000㎡以上	：	500万円																											
6,000㎡以上	：	600万円																											
7,000㎡以上	：	700万円																											
8,000㎡以上	：	800万円																											
9,000㎡以上	：	900万円																											
10,000㎡以上	：	1,000万円																											
制度融資	（1）奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること （2）次のいずれかに該当すること 【中小企業事業資金、小規模企業小口事業資金】 個人：市内に居住（住所登録）または事業所を有する 法人：主たる事業所（本店登記）が市内に所在※（小規模企業小口資金のみ）全国小口零細企業保証制度の要件を満たすこと 【創業支援資金】 ①市内に居住 ②市内に事業所を有する（創業後5年未満）、または事業を行う具体的計画を有する ③創業関連について、「事業を行う具体的計画を有する」中小企業者においては「創業・再挑戦計画書」が必要 【中小企業支援事業資金（認定枠）】 ①個人：市内に居住（住所登録）または事業所を有する 法人：主たる事業所（本店登記）が市内に所在 ②奈良市産業政策課が主催する中小企業支援事業の参加実績がある （詳細は奈良市ホームページにて確認） 【企業立地事業資金（認定枠）】 ①市内に事業所を有する ②奈良市と企業立地協定を締結した事業者とする （詳細は奈良市ホームページにて確認） （3）市税を完納していること	・保証料の70％を市が負担 ※（認定枠）については市が100％負担 ・連帯保証人は原則不要（法人は原則として代表者のみ） 融資の種類と限度額 【中小企業事業資金】 1,500万円（利率：年1.5％以下） 【小規模企業小口事業資金】 1,000万円（利率：年1.0％以下） 【創業支援資金】 1,000万円（利率：年1.0％以下） 【中小企業支援事業資金（認定枠）】 1,500万円（利率：年0.5％以下） 【企業立地事業資金（認定枠）】 1,000万円（利率：年0.5％以下）																											